

メダルポテンシャルアスリート制度について（その 2）

「メダルポテンシャルアスリート認定制度の導入について」（JARA 発番 2022-363 号／2023 年 1 月 19 日付）にて制度導入に関してお知らせしていますが、一部制度運営を追加しますのでお知らせします。

なお、本書記載の内容については、3 月の理事会にて審議の上、最終承認される予定です。

1. 経緯・目的

今般、将来のメダルポテンシャルアスリート（MPA）に到達する可能性のあるアスリートの継続強化を支援するため、「ポテンシャルアスリート認定（PA 認定）」の運営を追加します。

2. PA 認定制度の内容

(1) 適用条件

- ・オリンピック種目：世界選手権出場選手
 - ・非オリンピック種目：世界選手権メダリスト
- ※但し、代表選考レース（Small Boat Selection）の結果、PA 認定選手と同等水準の評価を得た選手を追加認定する可能性がある。

(2) 認定日

- ・原則毎年 10 月末日（理事会で決定）

(3) 認定期間

- ・原則認定日から 1 年間（1 年後の世界選手権まで）

(4) 適用プログラム

- ・強化方針に基づく海外合宿および国際大会への優先派遣
- ・代表選考レース（Small Boat Selection）予選タイムトライアルに欠場した場合の取扱い：代表選考レース（Small Boat Selection）への出場を認める。

(5) 選手負担金

- ・国内合宿：1 日あたり 3,000 円
- ・海外合宿：1 日あたり 5,000 円

(6) その他

- ・練習状況、著しい成績不振、長期療養が必要な疾病や怪我などを理由とした強化委員会の勧告により、理事会は認定を取り消すことができる。

(7) 適用時期

- ・2023年シーズンの強化選手選考より適用する。(2022年の世界選手権の結果より)

以 上